

新型コロナウイルス感染症に係る本学の対応について

1 新型コロナウイルス感染症の発生後の経過

令和2年 2月 19日	新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 ※ 7月までに延べ22回にわたり会議を開催
3月 17日	学位記授与式（卒業式）の開催 ※規模を縮小して実施
4月 3日	入学式の開催 ※規模を縮小して実施
4月 8日	対面授業開始日を4月22日に延期 ※ 4月8日～21日は自宅学習等による授業と位置付け ※ その後、対面授業開始日を5月13日に再延期
5月 13日	対面授業の開始

2 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策方針」の策定・改訂

学生及び教職員が取り組む新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の予防対策や感染者が発生した場合の対応等を整理。

(2) 「警戒段階別対応方針（B C P）」の策定

コロナ感染症の感染拡大状況に応じ、授業や学生生活（アルバイト、就職活動、帰省等）、大学運営（会議、施設の貸出等）等への対応を整理。

(3) 「新しい学校生活のためのガイドブック」の作成・改訂

- ・ 対面授業の実施にあたり、学生に対して、コロナ感染症の予防や授業の取扱い、学内施設の利用、大学外での生活、感染（疑）時の対応における留意事項等を整理。
- ・ ガイドブックを作成・改訂の都度、学生に内容を説明。

(4) 「新型コロナウイルス感染症への職員対応方針」の策定・改訂

教職員に対して、執務室内での業務実施や出張・兼業の取扱い、日常生活における留意事項等を整理。（「警戒段階別対応方針（B C P）」の策定により廃止）

3 対面授業の開始にあたっての取組

(1) 学生及び教職員の感染対策等の徹底

- ・ 学生及び教職員の手洗い、マスク着用を徹底。
- ・ 学生及び教職員に対し、毎日の体温測定等の健康観察を行うとともに行動記録を作成するよう指示。
- ・ 学生は体温等を毎日システムに登録し、教員が健康状況を随時把握。

(2) 学修環境の変更・整備

- ・ 3密（密閉、密集、密接）を避けるため、教室レイアウトの変更や体育館

への机椅子の配置等を行い、十分な間隔を確保した配席や換気対策を施して授業を実施。

- ・ プロジェクターや大型スクリーンの活用、暑さ対策のための冷風機・扇風機の設置等により、必要な授業環境を整備。

(3) 学内施設の利用制限等

- ・ 学生食堂や更衣室、附属図書館等の座席制限や入室制限を実施。
- ・ 学生食堂を2班体制に分けて利用するため、昼休み時間を延長し、午後の授業開始時間を30分繰り下げ(6月15日以降は通常の授業時間)。

(4) 臨地実習の変更

6月に実施する4年次生の医療機関等での臨地実習を学内実習に変更。

4 遠隔授業への取組

- ・ コロナ感染症の拡大に備え、Microsoft teams を導入し、7月以降遠隔授業を実施する環境を整備。
- ・ 遠隔授業の実施方法や留意事項等をまとめた「遠隔授業に関するガイドライン」を作成し、すべての学生及び教員が遠隔授業に円滑に対応できるよう説明会を実施。
- ・ パソコン等を準備できない学生については、当面、学内施設の利用により対応。

5 学生支援の取組

(1) 学年顧問等による支援

授業開始までの期間中、各学年顧問の教員等が学生への面接やメールでの相談対応等を行い、全学生の健康・生活状況の把握や不安への支援を実施。

(2) 高等教育修学支援新制度等の周知

高等教育修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等の減免）やその他の奨学金について、随時説明・案内を行い、支援が必要な学生の活用を促進。

(3) 授業料の分割徴収及び徴収猶予制度の周知

本学が独自に行う授業料の分割徴収や徴収猶予の制度について、事前に周知を図り、学生からの相談に対応。

(4) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の周知

当該給付金の制度及び手続きについての2度にわたる説明や、学生との個別面談を実施。

(5) 大学院生に対する新たな特例措置

コロナ感染症により研究活動に支障を生じている学生のニーズに応じ、長期履修制度及び休学期間の取扱いに係る新たな特例措置を設定。

(6) 学生支援相談窓口の設置

コロナ感染症により仕送りやアルバイト収入等が減少した学生の修学を支援するため、緊急に相談窓口を設置。